

地球温暖化対策

県では、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」（最終改定：令和6年1月）のもと、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの「脱炭素社会」の実現を目指して、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と温暖化に伴う被害を回避・軽減する適応策を両輪に、各種施策を推進しています。

令和4年度には、緩和策として、電気自動車の普及促進を図るため、新たに電気自動車カーシェアリング導入実証事業に取り組むとともに、適応策では、環境省「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」を活用し、農業分野や自然災害分野に対する気候変動影響将来予測を行いました。

また、脱炭素に向けた動きが世界的に加速するなか、県の中期削減目標を暫定的に46%に引き上げ、令和4年11月に設置した「愛媛県地球温暖化対策推進本部」を軸に、取組みの加速化を図りつつ、令和6年1月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

①電気自動車カーシェアリング導入実証事業

電気自動車（EV）の普及促進のため、令和4年10月から県中予地方局にEV2台（普通車、軽自動車）を、令和5年8月からは県南予地方局にEV1台（普通車）を導入し、平日は公用車として利用し、土日祝日などの閉庁日には県民等が利用できるEVカーシェアリング導入実証事業を実施しています。



利用者へのアンケートにおいて、今後EVを購入してみたいという回答が7割を超えるなど、脱炭素化に向けてEVへの理解を深めることができます。

②国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務

農業分野では、県内主要産品である柑橘類5品目・品種（温州みかん、伊予柑、甘平、愛媛果試第28号（紅まどな）、河内晩柑）について、柑橘類の栽培に適する気温条件と予測される将来の気温上昇を解析し



温州みかんの栽培適地の変化

たところ、柑橘類の栽培適地がより標高の高い場所へ移動すると予測されました。

また、自然災害分野では、最も懸念されている土砂災害について、将来の時間降水量から土壌雨量指数を計算したところ、大雨警報（土砂災害）発表基準を超える頻度が高まり、土砂災害リスクが高まると予測されました。

③「愛媛県地球温暖化対策推進本部」設置

県の地球温暖化対策の強化・加速化を図るため、令和4年11月「愛媛県地球温暖化対策推進本部」を設置し、カーボンニュートラル実現に向けて、各部局が共通認識を持ち、総合的・部局横断的に取組みを推進していくことになりました。

県の事務事業では、「①太陽光発電設備の積極導入」「②公用車の電動化」「③施設の脱炭素化」「④県有施設での先行地域事例創出」を軸に、県自らが率先して脱炭素化に向けた取組みを進めていきます。

④「愛媛県地球温暖化対策実行計画」改定

愛媛県環境審議会や温暖化対策部会での審議を経て、地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）と地域気候変動適応計画を統合する形で、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を令和6年1月に改定しました。

<計画の概要>

○基本理念：「環境・社会・経済の好循環による持続可能な脱炭素社会の実現」

○基本方針：

I	脱炭素型ライフスタイルへの転換
II	脱炭素型ビジネススタイルの実現
III	エネルギーの脱炭素化の推進
IV	環境負荷の少ない地域づくり
V	環境教育(ESD)・環境学習の充実とパートナーシップの構築

○削減目標：

区域施策編：愛媛県の区域内的の削減計画

【長期目標】	2050年までに温室効果ガス排出量 実質ゼロ
--------	-------------------------------

【中期目標】	2030年度までに温室効果ガス排出量 46%削減 (2013年度比)
--------	---

事務事業編：愛媛県の事業者としての削減計画

【中期目標】	2030年度までに温室効果ガス排出量 50%削減 (2013年度比)
--------	---

瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画の変更

瀬戸内海は、世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地であり、貴重な漁業資源の宝庫でもあって、その恵沢を次の世代にも継承していくことは、私たちに課せられた重要な責務です。そのため、瀬戸内海の美しく豊かな環境を確保・維持し、これまでの開発等で失われた良好な環境を回復するため、国が定める「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法改正を背景に、令和4年2月、「瀬戸内海環境保全基本計画」の目的が、これまでの「瀬戸内海の水質改善」から「地域の実情に応じた里海づくり」へと変更されたことを踏まえ、令和5年11月、「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」を変更し、栄養塩類の適切な管理、藻場・干潟等の再生・創出、海洋ごみの発生抑制や気候変動への対応等の項目を新たに盛り込みました。

今後は、本計画に基づき、栄養塩類管理計画の策定を含め、本県の区域における瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」の概要

第1 序説

愛媛県の実情に即した瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にした中長期にわたる総合的な計画計画の期間は概ね10年（概ね5年ごとに施策の進捗状況を点検、必要に応じて見直し）

第2 計画の目標

関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって施策を遂行することが肝要
⇒国が策定する瀬戸内海環境保全基本計画の目標を県計画の目標に設定

きれいで豊かな瀬戸内海の確保に向けた4つの目標

1. 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
2. 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
3. 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応【新規】
4. 気候変動への対応【新規】



第3 目標達成のための基本的な施策

1. 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

- ◆水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
水質総量削減の実施、ダイオキシン・PRTR法等に基づく有害化学物質等への対策
- ◆下水道等の整備の促進等
第四次愛媛県全域生活排水処理構想等に基づく施設整備の推進、事業の効率化
- ◆底層環境等の改善
浚渫等の底質環境改善対策、環境配慮型構造物の採用
- ◆油等による汚染の防止
排出防止のための関係法令による規制徹底、防除体制の整備
- ◆栄養塩類の管理等【新規】
海域利用の実情に応じた順応的な栄養塩類管理
※栄養塩類管理：富栄養・赤潮などの栄養塩類を下水処理施設等の季節別運転管理等により抑制すること。
- ◆水産資源を含む生物の生息環境の整備等
漁場環境の保全、水産資源の適切な管理



2. 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

- ◆自然海岸等の保全等【拡充】
自然海岸保全地区制度を活用した藻場・干潟等の保全・再生・創出
自然公園、海水浴場、緑地、史跡・名勝・天然記念物等の保全
- ◆海砂利の採取の禁止
今後も採取禁止を堅持
- ◆埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
埋立ての抑制、環境への影響の回避・低減
- ◆エコツーリズム等の推進
エコツーリズム推進法に基づく地域の魅力を活かしたエコツーリズムの推進
- ◆健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
流域を単位とした関係者間の連携強化
- ◆島しょ部の環境の保全
限られた環境資源の保全、環境保全施設の整備促進



3. 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等【新規】

- ◆海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進【拡充】
海岸漂着物等の円滑な回収・処理・効果的な発生抑制対策の推進
関係法令の規制の徹底、監視取締りの強化、広報活動等を通じた美化意識の向上
- ◆プラスチックごみ対策の推進【新規】
えひめ循環型社会推進計画に沿った取組の推進、代替素材への転換
- ◆循環経済への移行
廃棄物の適正処理の推進、排出事業者等に対する普及啓発
災害廃棄物の処分地の確保



4. 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進【新規】

- ◆監視測定の充実、調査研究等の推進
水質等の監視測定、環境保全に関する調査研究、漁場環境モニタリング
気候変動適応センターを中心とした適応策の調査研究等の推進
愛媛県気候変動協議会等を通じた関係者間の協力体制の構築
- ◆技術開発の促進等
- ◆栄養塩類管理等における最新の科学的知見に基づく評価
効果・影響の適切な評価

5. 基盤的な施策の着実な実施

- ◆広域的な連携の強化等
- ◆情報提供、広報の充実
- ◆国内外の開鎖性海域との連携
- ◆環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- ◆環境教育・環境学習の推進

第4 計画の点検

点検の際には、各種指標を用いて取組の状況を把握【指標の見直し、拡充】

環境保全・自然保護団体連携強化事業

環境保全活動の中核を担う環境活動団体は、それぞれの分野で専門性や特徴を生かした独自の取組みを行っているところですが、これまで団体が一堂に会する機会等はなく、相互の繋がりが少ないのが現状でした。

複雑多岐にわたる環境問題に対し、柔軟かつ的確に対応し、持続可能な社会を構築していくためには、同じ志を持った団体同士が繋がり、連携していくことが重要であり、各団体からも団体同士が一堂に会するような機会等が欲しいとの要望もあったことから、県内で活動する環境保全活動団体の相互連携強化と資質向上を目的に、「三浦保」愛基金を活用し、同基金助成団体や三浦保環境賞の受賞歴がある団体を対象とした東・中・南予別の「地域交流会（エコプロミーティング）」と一般県民を対象に加えた「全体交流会（エコプロショーケース）」を開催するとともに、各団体の活動内容をまとめた「紹介ガイドブック（エコプロガイド）」を制作・配布しました。

この交流をきっかけに、団体が連携した新たな取組みも始まっています。

○地域交流会「エコプロミーティング」

日 時：《中予》令和4年12月12日、
《東予》令和4年12月14日、
《南予》令和4年12月16日

参加者：《中予》9団体、
《東予》6団体、
《南予》6団体 計23団体

内 容：各団体の取組発表、ワークショップ



○全体交流会「エコプロショーケース」

日 時：令和5年2月18日

参加者：一般県民、地域別交流会参加団体等

内 容：基調講演、パネル展示

○紹介ガイドブック「エコプロガイド」

部 数：1,000部

配布先：エコプロショーケース参加者及び掲載協力団体等



海洋プラスチックごみ対策

令和元年のG20大阪サミットで「2050年までに新たな海洋プラスチックごみ汚染ゼロ」を目指すとした「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が示され、さらに、令和5年に開催されたG7広島サミットにおいては、その期限が「2040年まで」と10年前倒しされるなど、海洋プラスチックごみは国際的な課題となっています。瀬戸内海の豊かな自然と共生し、多くの恵みを楽しんでいる本県にとっても、海洋プラスチックごみの削減は重要な課題であり、調査分析、回収処理、発生抑制の3つの観点から対策に取り組んでいます。

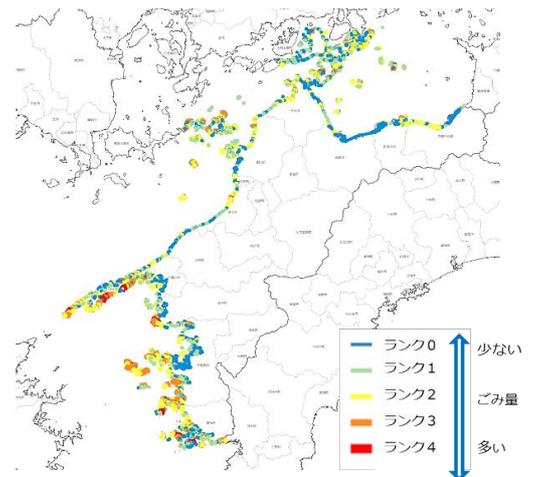
1 海洋ごみの調査研究

○立入困難地域における漂着ごみ現状把握調査

令和3年度から実施している立入困難海岸調査では、南予地域で軽トラック約3万2千台分、中予地域は約600台分、今治市は約400台分の漂着ごみを確認しました。

○航空機による漂着ごみ分布調査

県内全ての海岸線1,700kmの漂着ごみのスポットや分布状況を把握するため、全国で初めて、航空機による全県対象の分布状況調査を実施し、漂着ごみの多い海岸は南予地域に多いことが分かりました。



2 海洋ごみの回収処理

立入困難海岸を含む漂着ごみの多い海岸で重点的に回収・処理を実施しました。

また、海洋ごみの削減を図るとともに、漁業者の意識啓発につなげるため、漁業者がプラスチックをはじめとする海洋ごみを回収、港まで持ち帰って一時保管し、その海洋ごみを市町が運搬・処理する海洋ごみ回収モデル構築事業を支援しました。

3 発生抑制対策事業

○ビーチクリーン活動普及促進事業

小・中学生を対象に、海岸清掃活動を実施する体験型の環境学習会を開催しました。

○海岸漂着物対策活動推進員等育成支援セミナーの開催、海岸漂着物対策活動推進員等PR支援事業

県は、海洋プラスチックごみ対策の中核となる人材等を「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体」に委嘱・指定しています。同推進員・団体の育成支援のためセミナーを開催するとともに、その活動を、新聞やCATV等の媒体で広く紹介しました。

○プラスチックごみ問題啓発動画作成事業

海洋プラスチックごみの啓発、ワンウェイプラスチックの利用削減の啓発等を目的に、プラスチックごみ問題を分かりやすくまとめた中高生向け動画を作成しました。



プラスチック代替製品の普及促進

近年、不適正な処理のため海洋に流出したプラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が、世界的に深刻な問題となっていることを背景に、「プラスチックに関する資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が令和4年4月に施行されました。県では、「第五次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、プラスチック資源循環に関する啓発事業を実施しています。

1 ワンウェイプラスチック削減意識啓発事業

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック製のフォーク、スプーン、ストローなどのプラスチック使用製品を提供する食品小売店や飲食店等は、提供方法の工夫などの取組みを求められることになったため、特定プラスチック使用製品提供事業者を支援するとともに、消費者にワンウェイプラスチック製品の使用削減を促しました。

○啓発資材の作成、店舗での掲示

啓発チラシ・ポスター・卓上POPを作成し、提供事業者の店頭に掲示を行ったほか、SNS 広告を実施し、消費者にワンウェイプラスチック製品の使用削減を促しました。

協力店舗：784 店舗（内訳：コンビニ 357 店舗、飲食店・宿泊施設 77 店舗、クリーニング業 163 店舗、その他協力企業 187 店舗）



○大学との連携

大学祭に啓発ブースを出展し、リユース食器の取組み啓発及び脱プラ活動に関する消費者アンケートを実施し、アンケート参加者には、ノベルティ（カトラリー）を配布しました。

実施大学：愛媛大学 令和4年11月12日（土）、13日（日）
松山大学 令和4年11月18日（土）、19日（日）



2 飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、事業所にはプラスチックごみの排出抑制が義務付けられましたが、その一方で、コロナ禍において、飲食店等におけるテイクアウトが拡大し、プラスチック容器の使用及び廃棄が増加していることから、紙製容器等の利用を促進することにより、プラスチックごみ削減を図りました。

○プラスチック代替製品（紙製品）提供事業

飲食店等のニーズに応じたプラスチック代替製品（紙容器等）を試験的に提供し、飲食店がテイクアウト時の継続的な紙容器等の利用を促進しました。

対象：環境意識の高い県内飲食店等（参加店舗：136 店舗）

○プラスチック代替製品普及啓発事業

本事業に参加している飲食店等の情報を県HP、SNS・テレビ広告、生活情報誌で紹介するなど、県民や事業者に対して普及啓発を行いました。



A I 活用生き物探求支援事業

R4 年度に実施された県民世論調査では「生物多様性」という言葉を聞いたことがある県民は 60.4% (R2:52.7%) であり認識度は向上している一方、県内の自然を守るためには、さらなる興味関心の向上、県内の生物多様性を守っていく活動に繋がるような普及啓発が重要です。

そこで、身近にある動植物を認識してもらうために、生物種別 A I 判定アプリ (※) を活用し、アプリ内のゲーム機能・クエストを使った「いきもの調査」を実施しました。

また、アプリの活用モデル校に県内小中学校 7 校を指定し、授業での教育支援ツールや休暇中の課題ツール等として活用を図り、環境保全意識の向上と生物多様性の保全につなげることができました。



マスコミを活用した普及啓発の事例



※生物種別 A I 判定アプリ

利用者がスマホなどで撮影した写真をアプリに投稿すると、アプリの動植物データベース (約 10 万種) と照合して、A I がその種別を判定し、可能性の高い複数の候補とその特徴等の情報が表示される。

なお、令和 4 年度はアプリに愛媛県内の希少野生動植物の生息・生育情報 (1,773 種) を学習させ、これらの判定精度を向上させるとともに、県の条例で保護する希少種について、県民に対して注意喚起を図ることができる仕様となった。



石鎚山ヒルクライム

環境負荷の少ない自転車を活用し、自然保護やCO₂削減など環境政策の普及につながるイベントとして、西日本最高峰の石鎚山を有する石鎚国定公園を舞台に平成23年度から開催している石鎚山ヒルクライムの第10回記念大会を令和4年9月4日に開催しました。

定員300人で始まった本大会も回を重ねるごとに定員を増やし、今では全国でも有数のヒルクライム大会へと成長しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で3年振りの開催となりましたが、県内外から632名が出走し、石鎚山の多様な魅力を全国に発信しました。

また、第10回大会を記念してサイクリストの新たな観光スポットとなるようゴール地点にて石鎚山を背景に個人の自転車を載せて写真を撮影できる記念モニュメントを設置しました。

なお、大会への参加料の一部を同公園での清掃活動、環境保全・普及啓発活動へ寄付しています。

大会写真



(レース中)



(スタート会場)



(ゴール会場)



(大会記念モニュメント)